

令和3年11月1日

西之島の郷 コロナ感染症に係る面会制限解除のガイドライン

○下記条件を満たす場合において面会が可能となります。

1. コロナワクチン2回目を接種済で、接種から2週間以上経過していること。
面会時に「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」もしくは「新型コロナウイルスワクチン接種記録書」の提示をお願い致します。
2. 面会者健康チェックシートにより、面会可能と判断されること。
※チェックシートは施設にて準備しております。
※☑の該当があっても面会可能な場合もございます。

○面会方法について

- ※面会は予約制となります。
- ※面会は各居室にてお願い致します。
- ※面会時間は平日10時～16時の間で、1回30分以内でお願い致します。
- ※面会頻度については、週1回程度でお願い致します。
- ※面会は1回につき2人まででお願い致します。
- ※面会時はマスク着用をお願い致します。ご入居者は原則マスクを着用しませんので徹底をお願い致します。
- ※面会時に手指消毒および検温をお願い致します。

その他、状況により相談させていただく場合もありますので、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。